

受付番号：

送信先：京都商工会議所 洛北ビジネスサポートデスク FAX：075-791-8505

<北・左京・上京・中京・下京区・管外(特別会員)>

事業復活支援金 事前確認に関する《確認依頼書》 会員用

以下、確認したのものには□にシ点を入れ、必要事項をご記入後、本票（計2枚／委任状利用は3枚）を上記にご送付ください。受信後、登録情報を確認し、当所から代表者様にご連絡いたします。

3営業日以内に連絡がない場合は、恐れ入りますが洛北ビジネスサポートデスク（TEL：075-701-0349）までご連絡ください。

過去に「一時支援金」または「月次支援金」を受給された方は「事前確認」は不要です。

※個人情報京都商工会議所の「特定個人情報を含む個人情報保護方針」に則り管理します。収集した個人情報は本事業復活支援金の申請手続き及び本所の事業所管理や情報提供以外には使用しません。

①事業形態 ※個人事業者等の登録は正しく選択して下さい	<input type="checkbox"/> 法人（法人番号 <input type="text"/>) ←13桁 <input type="checkbox"/> 個人事業者等(事業所得) <input type="checkbox"/> 個人事業者等(主たる収入が雑収入・給与所得)		
	②事業所名 ※ID取得時と同一字体		③事業所所在地の行政区
④代表者名 ※ID取得時と同一字体		⑤会員番号 ※0を含む7桁	区
⑥代表者生年月日 ※個人事業者等のみ	(西暦) 年 月 日	⑦電話番号 ※固定・携帯の両方記載	固定： 携帯：
⑧業種 ※○で囲む	<input type="checkbox"/> 製造業 <input type="checkbox"/> 卸売業 <input type="checkbox"/> 小売業 <input type="checkbox"/> サービス業 <input type="checkbox"/> 飲食業 <input type="checkbox"/> その他	⑨営業内容 取扱品目	
⑩支援金申請ID C+9桁の数字	C <input type="text"/>	⑪ID取得で登録した電話番号	

- 「一時支援金」または「月次支援金」を受給していない。（受給された方は、「事前確認」が不要です）
- 当事業所は京都商工会議所の会員である。（今後、会員期間が1年以上の継続意思がある）
- 京都商工会議所による確認事務は、“申請者が給付対象であるかの判断を行わないこと”、並びに“事業復活支援金の給付を確約するものではないこと”を認識している。
- 代表者が「事業復活支援金に係る宣誓・同意書」（様式1）の内容について理解し、経済産業省「事業復活支援金の詳細について」をホームページまたは書面で内容を確認した。
- 代表者が上記のチェック項目について確認した。事業復活支援金申請のための事前確認を依頼する。

記入・送信日	2022 / /	代表者署名（自署）	
--------	-------------	-----------	--

次頁の「新型コロナウイルスによる感染症の影響」、「事前確認での質問リスト」に☑し、併せてご返信ください。

京都商工会議所使用欄







会費（～R3年度）	<input type="checkbox"/> 完納 <input type="checkbox"/> 未納	入会年月	年 月 入会
事前確認日	月 日 () 時	確認担当者	
システム入力日	月 日 () 時	入力担当者	




新型コロナウイルス感染症の影響確認

- **新型コロナウイルス感染症の拡大や長期化に伴う需要の減少又は供給の制約により、大きな影響を受け、自らの事業判断によらずに対象月の売上が基準月と比べて30%以上減少している必要があります。**
- 登録確認機関は、申請希望者がどのような新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、売上が減少したのか、下記の項目について事前確認で聴取します。

※登録確認機関と継続支援関係に該当する場合は、登録確認機関が申請希望者の新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少の要因を把握済み場合は、事前確認時にこの確認を省略することができます。


☑ 該当する新型コロナウイルス感染症の影響にCheck! (複数選択可)


- 需要の減少による影響**
- ① 国や地方自治体による、自社への休業・時短営業やイベント等の延期・中止
その他のコロナ対策の要請に伴う、自らの財・サービスの個人消費の機会の減少 
 - ② 国や地方自治体による要請以外で、コロナ禍を理由として顧客・取引先が行う休業・時短営業やイベント等の延期・中止に伴う、自らの財・サービスの個人消費の機会の減少 
 - ③ 消費者の外出・移動の自粛や、新しい生活様式への移行に伴う、自らの財・サービスの個人需要の減少 
 - ④ 海外の都市封鎖その他のコロナ関連規制に伴う、自らの財・サービスの海外現地需要の減少 
 - ⑤ コロナ関連の渡航制限等による海外渡航者や訪日渡航者の減少に伴う、自らの財・サービスの個人消費機会の減少 
 - ⑥ 顧客・取引先※が①～⑤又は⑦～⑨のいずれかの影響を受けたことに伴う、自らの財・サービスの発注の減少 
- ※顧客・取引先には、他社を介在した間接的な顧客・取引先を含む

- 供給の制約による影響**
- ⑦ コロナ禍を理由とした供給減少や流通制限に伴う、自らの財・サービスの提供に業務上不可欠な財・サービスの調達難 
 - ⑧ 国や地方自治体による休業・時短営業やイベント等の延期・中止その他のコロナ対策の要請に伴う、自らの財・サービスの提供に業務上不可欠な取引や商談機会の制約 
 - ⑨ 国や地方自治体による就業に関するコロナ対策の要請に伴う、自らの財・サービスの提供に業務上不可欠な就業者の就業制約 

! 注意! 新型コロナウイルス感染症の影響とは関係のない以下の場合には給付対象とはなりません

 実際に事業収入が減少したわけではないにも関わらず、通常事業収入を得られない時期(事業活動に季節性があるケース(例:夏場の海水浴場)における営業時間の出向時間以外など)を対象月とすることにより、算定上の売上が減少している場合は給付対象外です。

 売上計上基準の変更や顧客との取引時期の調整により売上が減少している場合は給付対象外です。

 要請等に基づかない自主的な休業や営業時間の短縮、商材の変更、法人成り又は事業継承の後などで単に営業日数が少ないこと等により売上が減少している場合は給付対象外です。

必要事項に☑し、「事前確認依頼書」と併せてご返信ください

ご記入下さい

事業所名:

事前確認での質問リスト

登録確認機関は、事前確認で下記を質問します。事務局ホームページに掲載されている詳細情報等も参考に、**給付対象等を正しく理解**の上、事前確認を受けてください。

☑ 内容を“全て”確認・理解した上でCheck!

- 新型コロナウイルス感染症影響を受け、自らの事業判断によらずに売上が減少していたとしても、対象月の売上が基準月と比べて30%以上減少しなければ(申請特例を用いる場合は、その該当要件を満たさなければ)、事業復活支援金の給付要件を満たさないことを認識している。
- 対象月の売上が基準月と比べて30%以上減少していたとしても、事業復活支援金の趣旨・目的が妥当しない理由により売上が減少している場合、事業復活支援金の給付要件を満たさないことを認識している。
- 事業を実施していない、サラリーマンやアルバイト、学生等は、事業復活支援金の給付対象ではないことを認識している。
- 「公共法人」、「風営法上の性風俗関連として届出義務のある者」、「政治団体」、「宗教法人」、「暴力団を排除していない事業者」は給付対象外であることを認識している。
- 今後、事業を継続及び立て直しをする意思を持っていない場合や事業の継続及び立て直しのための取組を対象月以降に継続的に行っていない場合(廃業又は破産等を予定している場合等)は、給付要件を満たさないことを認識している。
- 事業復活支援金の申請に際して、「事業に関する書類(確定申告書、帳簿書類、通帳)その他の中小企業庁又は事務局が定める証拠書類等」は7年間保存する義務があり、また、当該書類等その他事務局が必要と認める書類等を事務局等から求められた場合に速やかに提出する必要があることを認識している。
- 事業復活支援金の不正受給又は無資格受給を行った場合や書類の保存義務・提出義務を遵守しなかった場合、事務局等の調査に応じなかった場合、宣誓・同意書に違反した場合には、事業復活支援金の受給資格を失い返還等の義務を負うなどするほか、特に不正受給の場合には受給額に延滞金及び2割の加算金を加えて返還する義務を負うことや、氏名等の公表、刑事告発等の措置がとられることがあることを認識している。
- 代表者又は個人事業者等本人が宣誓・同意書を全て読んだ上で自署している。

※登録確認機関は、上記以外の内容についても質問する場合があります。

＜申請者が本所会員法人企業で、事前確認を従業員に委任する場合のみ＞以下委任状もご返信下さい。

※個人事業主の場合、事前確認は代表者ご本人のみとなるため、家族・従業員などに委任することはできません。

会員法人企業限定

委任状

令和 年 月 日

委任者住所 ※本店所在地	
法人名	
役職	
氏名 ※代表者ご本人の自署	⑩※
電話番号	

私は、下記の者(従業員)を代理人と定め、以下の申請に関する一切の権限を委任します。

【委任事項】

「事業復活支援金」申請に関する京都商工会議所への事前確認依頼について

受任者住所 ※本人確認書類(運転免許証等)で確認できる住所	
氏名	
電話番号	

注1 委任状は、必ず委任者本人が署名・押印してください。

※押印は法人の代表者印(丸印)、または角印と代表者の認印を押印下さい。

注2 委任の内容に疑義がある場合には、委任者の方に電話で確認することがありますので、電話番号は必ず記載してください。